

---

---

# 企業人権協

---

---

のご案内

同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく

認識し、一層の理解と推進員制度の効果

を高めるため企業人権協にご加入ください。

**池田地区企業人権啓発推進員協議会**

## ☆企業における啓発の重要性☆

私たちは、豊かな社会を営んでいます。

しかし、今日の社会には、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題が存在しています。企業も社会の一員である限り、人権問題に取り組むことが、企業の社会的責任(CSR)を果たすこととなります。これからの企業は、社会とともに繁栄すべきであり、社会の要請を無視して企業の繁栄はありえません。このような観点から、各企業においては、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する企業内研修を実施していただく必要があるのです。

各市町では、行政・住民・労働団体などが中心となって結成された「人権啓発住民組織」により、「人権問題を学び、ともに啓発する運動」が進められています。

池田地区企業人権協は、企業自らの課題として研修会、交流会の開催など積極的な啓発活動を展開しています。従業員が互いに人権を尊重し、明るい職場を築くことが、これからの企業としてあるべき姿ではないでしょうか。

## ☆池田地区企業人権協とは☆

池田地区企業人権協は、池田市、豊能町、能勢町の企業・事業所・団体がそれぞれの立場から同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のために、昭和56(1981)年に設立されました。

各企業で選任された「公正採用選考人権啓発推進員」が相互の連携を図り、啓発活動をより積極的・効果的に推進し、もって企業の立場から、啓発の充実と職業の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現を資することを目的としています。

## ☆公正採用選考人権啓発推進員(推進員)の役割☆

日本国憲法には、「職業選択の自由」が明記されています。基本的人権を尊重した正しい採用選考ならびに、推進員の設置を図り、企業内において従業員に対する人権研修等の実施等を推進することを目的としています。

推進員には、人事権を有する従業員数 25 人以上の事業所（その他、大阪府知事または公共職業安定所長が適当と認める事業所）において、人事担当責任者等を推進員として選任します。原則として、採用選考や人事管理に携わる方の中から 1 事業所につき 1 名を選任していただきます。

## ☆ 事 業 ☆

1. 人権推進に関する調査、研究及び情報、資料の収集
2. 推進員の自己啓発のための研修
3. 企業内における同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の研修・啓発活動に関すること。
4. 就職の機会均等及び基本的人権を基調にした雇用対策の促進に関すること。
5. 会員企業相互の経験交流に関すること。
6. 関係行政機関及び団体との連絡調整に関すること。

## ☆ 会 費 ☆

会費は、池田地区内の事業所に在職する 1,500 人未満は 1 万円（年間）。1,500 人以上の事業所は 2 万円（年間）です。

## ☆ 入 会 について ☆

入会についてのお問い合わせは、

### 【池田地区企業人権協事務局】

池田市 市民活力部 人権・文化国際課まで

TEL 072 (754) 6231 (直通)

FAX 072 (752) 6680

E-mail: j-bunka@city.ikeda.osaka.jp